

第8章 関係地域の範囲

第8章 関係地域の範囲

関係地域は、環境に影響が及ぶと予想される範囲とし、以下に示す範囲を包含する地域とする。

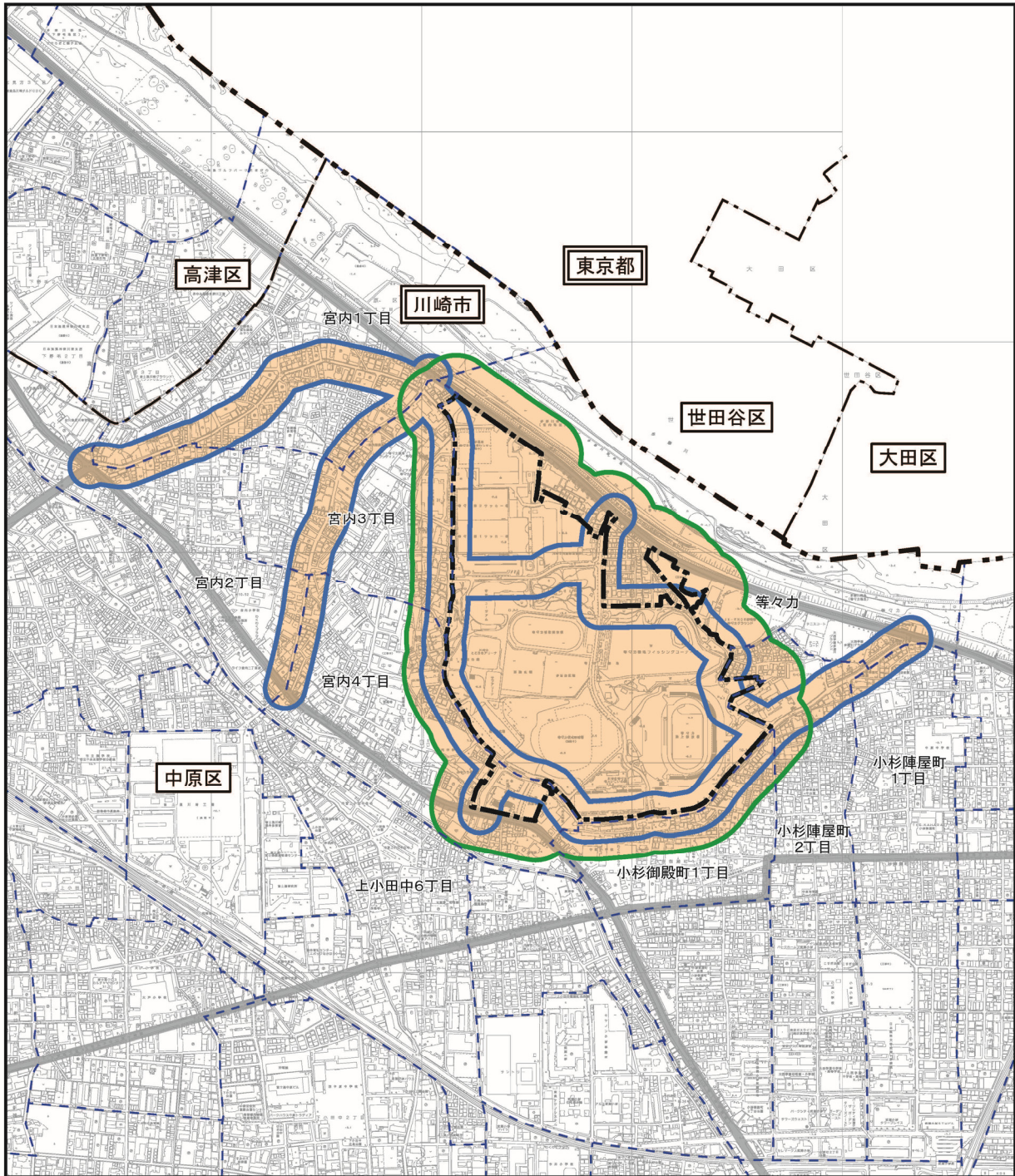
- ・ 建設機械の稼働に伴う騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある計画地敷地境界から 100m 程度の範囲
- ・ 工事用車両及び施設関連車両の走行に伴う騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある車両走行ルート沿道から 50m 程度の範囲

関係地域の範囲は図 8-1 に、当該地域を管轄する市及び区の名称並びにその町丁名は表 8-1 に示すとおりである。

表 8-1 関係地域の範囲

市名	区名	関係町丁名
川崎市	中原区	宮内 1 丁目、宮内 2 丁目、宮内 3 丁目、宮内 4 丁目、上小田中 6 丁目、等々力、小杉御殿町 1 丁目、小杉陣屋町 1 丁目、小杉陣屋町 2 丁目 上記町丁の一部

注) 関係町丁名は、図 8-1 に対応する。



凡例

- 計画地
 関係地域
- 都県界
 計画地敷地境界から100m程度の範囲
- 区界
 工事用車両及び施設関連車両の走行ルート沿道から50m程度の範囲
- 町丁界
- 幹線道路

図 8-1 関係地域の範囲

